

農薬はきまりを守り 正しく安全に使いましょう。

農産物の安全を確保し、作業者の健康と環境の保全を図る
ために農薬の安全使用につとめましょう！

農薬の保管

- ・鍵のかかる農薬専用の保管場所
- ・他の容器への移し替えは絶対にしない
- ・除草剤は、他の農薬と区別して保管

毒物劇物の農薬は
専用の保管庫に

- ・鍵をかけ、毒物
劇物の表示

医薬用外毒物

医薬用外劇物

保管場所は直射日光のあたらない涼しい場所。火気厳禁。



空容器の適正な処分

- ・野焼きは禁止
- ・農薬が残らないように（3回洗浄）
- ・許可された産業廃棄物業者に委託
- ・地域の共同回収・処分システムの活用



作業区域周辺に気を配りましょう



農薬散布後は身体・衣服をきれいに洗いましょう



農薬飛散防止などに関して不明なときは下記機関にご相談を

◎ 相談窓口設置機関

農業従事者の方はこちら

福岡県食の安全・地産地消課	☎092-643-3571
福岡県筑後農林事務所 八女普及指導センター	☎0943-23-3106
JAふくおか八女本店（園芸指導課）	☎0943-23-1163
〃（花き課）	☎0943-23-1164
〃（農畜産課）	☎0943-23-3314
〃（茶業課）	☎0943-25-1148

農業従事者以外の方はこちら

八女市役所（農業振興課）	☎0943-23-1118
筑後市役所（農政課）	☎0942-65-7026
広川町役場（産業課農政係）	☎0943-32-1841



JA 福岡県八女・八女地域農薬安全使用対策協議会

～農薬を使用されるみなさんへ～

農薬ラベルを確認して正しく使いましょう！

農薬ラベルの見方

農林水産省登録 第〇〇〇〇〇号

農薬には、必ず登録番号が記載されています。同じ成分の農薬でも登録番号が違えば、適用作物などが違うことがあります。

適用作物ごとの希釈倍数、使用量、使用時期、使用回数、使用方法を確認すること。

農薬のラベルには、適用作物、適用病害虫、使用方法等が記載されています。

農薬のラベルの記載事項を守り、適正に使用することが、事故防止の第一歩です。

△△△△乳剤（殺虫剤）

作物名	適用病害虫	希釈倍数	10アール当たりの散布液量	使用時期（収穫前）	本剤の使用回数	使用量	■を含む総使用回数
はくさい	コナガアオムシ	1000～2000倍		14日前まで	3回以内		4回以内
非結球あぶらな科葉菜類	アブラムシ類	4000倍	100～300ℓ	7日前まで	1回以内	散布	1回以内
なばな類	アブラムシ類			14日前まで			

【安全対策上の注意】

散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン、長袖の作業衣などを着用して下さい。最終有効年月（西暦下2けた）16.10

適用作物以外の作物には、絶対に使用しないこと。

注意事項にも重要なことが書かれていますので、必ず読みましょう。

有効期限が切れた農薬は使わずに、産業廃棄物として処分しましょう。



使用方法が変更される農薬にご注意ください！

農薬の残留基準値の見直しに伴い、既に一部の農薬で使用方法が変更されており、今後更に増える可能性があります。

安全な農産物を生産・出荷するため、農薬を使用する前には、必ずラベルで農薬の使用法を確認してください！

なお、使用方法が変更された農薬については、変更内容をまとめたチラシを添付して販売しておりますので、変更後の使用法を必ず守ってください！

また、使用方法が変更された農薬が、手元に残っている場合には、次の点に注意してください。

- ① 有効期限の切れた農薬は使わずに、産業廃棄物として適切に処分すること
- ② 有効期限内の農薬は、原則としてラベルどおりに使用することができますが、できる限り早く使うように努めること

農薬の使用履歴を記録し、保管しましょう

農薬を適正に使用して、安全な農産物をつくるために、農薬を使用した年月日、場所及び対象作物、使用した農薬の種類名または商品名、単位面積当たりの使用量又は希釈倍率について記帳し、一定期間保管しましょう。

農薬安全使用運動

農薬が周囲に飛散しないように注意しましょう！

具体的な対策

◎必要最小限の散布範囲、散布量とする

◎風の弱い時に風向きに気をつけて散布する

※風下に別の農作物がある場合や、風速3m/s以上の時は散布を控える。風速3m/sの目安は、「顔に風を感じる、木の葉が動く、風見が動き出す、吹き流しは約30度」

◎散布方向や位置（高さ）に注意する

※できるだけ作物の近くから、目的の作物だけにかかるよう散布する。

◎適切なノズル、圧力で散布する

※粒子が細かいほど、圧力を高めるほど飛散しやすくなります。

◎散布前にほ場周辺農家や地域住民に日程を知らせる

◎農薬は必要量を調整し、ほ場内で使い切り、残液が出ないようにしましょう

チェックポイント

- ①散布範囲、散布量
- ②風向き、強さ
- ③散布位置や方向
- ④適切なノズル、圧力
- ⑤周辺農家等への周知



こんな対策も有効

◎まわりの作物にも登録のある農薬を使用する

◎飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を使用する

◎散布時に周囲の作物をネットやシートなどで覆う

◎飛散低減ノズルや飛散防止カバーを使用する

ポジティブリスト制度とは？

◇一定量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度です。

◇本制度においては、残留基準が定められている農薬等はその基準に従いますが、残留基準が定められていない農薬等については、0.01ppmという低い一律基準が設定されています。

◇適正な農薬を適切に散布したとしても、隣接農地から別の農薬が飛散してくれば、違反になる可能性があります。

なぜ徹底洗浄が必要なの？

◇防除器具内に残ったわずかな農薬でも、次回、別作物防除の時、適用外農薬として残留する恐れがあるためです。

◇現実には、丁寧に洗ったつもりでもホース内等に薬液が残っている事例が見受けられます。

◇防除作業終了後「直ちに、徹底して洗浄する」を心がけ、産地名声を失墜することにならないよう、充分注意しましょう！

農薬は周りに配慮し正しく使用！

◇庭木や家庭菜園の防除に使用する農薬が隣接の農産物に飛散したりすると、出荷停止・回収の莫大な費用弁済を要求されることもあります。

◇防除の時は、近隣に農作物がないことを確認するか、あれば生産農家とご相談下さい。

農薬を使用される方は 充分ご注意ください！

どうすれば農薬中毒を予防できるの？

ラベルの絵表示に従って保護具を着用しましょう

保護具



農薬用マスク



農薬用マスクを着用しましょう

ラベルの絵表示に従って保護具を着用しましょう

保護具



メガネ



メガネを着用しましょう



手袋



手袋を着用しましょう



防除衣



防除衣を着用しましょう